

権利行使に強い明細書とは？

〔目次〕

●ご挨拶	日本弁理士会中央知的財産研究所所長 筒井 大和	i
●序文	主任研究員 高林 龍	iii
●研究部会 研究員		iv
<hr/>		
・ 試練に立つ複数の医薬の組み合わせに特徴を有するイノベーションの権利保護	南条 雅裕	1
・ 国内優先権制度の再生 —実施例の追加について—	紺野 昭男	15
・ 明細書に記載された用語の意義と特許発明の技術的範囲の解釈	黒川 恵	29
・ 発明の詳細な説明において、実施例と別に一般論として「効果」等を具体的・ 詳細に記載することの功罪	高石 秀樹	42
・ ふしぎな特許法施行規則 24 条の 2 —実施可能要件と発明理解要件・比較法的検討も交えて—	相田 義明	75
・ 日米欧中における機能的クレームについて —実務上の相違点に関する検討と近年の動向—	山口 和弘	86
・ 審査経過に基づく禁反言 —特に補正と均等の意識的除外—	川田 篤	100
・ 事後的に提出した技術資料（実験証明書）と特許性判断の問題	吉田 広志	124
・ 用途発明における「方法」クレームと「剤」クレームについて	濱田百合子	142
・ クレーム解釈と明細書等	大淵 哲也	152
・ 数値限定発明の解釈に関する諸問題	増井 和夫	215
・ 日本弁理士会中央知的財産研究所 第 11 回公開フォーラム —明細書，特許請求範囲，そして保護範囲—	高林 龍 田村 善之 浅見 節子 紺野 昭男	229
<hr/>		
●事項索引		277
●判例索引		279
●アンケート		287